新潟市告示第617号　　掲示期間　R8. 10. 1 － R8. 10. 10

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和８年１０月１日

新潟市長　　中原　八一

１　指定する形質変更時要届出区域

新潟市秋葉区新津本町４丁目2682番１の一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合しない特定有害物質の種類

ベンゼン